資　　料

「横須賀市小中学校配置適正化実施計画」の策定について

（審議用レジュメ）

この資料は、「横須賀市小中学校配置適正化実施計画」の策定にあたり、論点を整理した資料です。

平成 29 年（2017 年）５月 23 日

横　須　賀　市　教　育　委　員　会

審議内容①　地域別協議会の設置順について（学校規模）

【審議内容】

　基本方針改定版では、適正化の検討のための基準に該当した小中学校について、地域ごとに学校関係者、保護者、地域の方々で構成する地域別協議会を設置し、地域における合意形成を図りながら適正化を進めていくこととしています。
　現在、学校規模について、適正化の検討のための基準に該当する小学校（11 学級以下）は、11 校あります。中学校（５学級以下）はありません。
　この 11 校の地域別協議会を設置する順番について、ご意見を伺います。

【留意点】

○11 校の中には同一地域の学校があります。
○老朽化による建て替えや改修の時期も考慮する必要があります。統廃合等の検討結果によって、建て替えや改修の予定が変わってきます。
○地域別協議会の設置について、計画の期間は、「横須賀市施設配置適正化計画」に基づき、平成 46 年度（2034 年度）までの開催スケジュールを示します。

審議内容②　地域別協議会の設置順について（通学距離）

【審議内容】

　現在、通学距離について、適正化の検討のための基準に該当する小学校（２キロメートル程度を超える場合）は、10 校、中学校（３キロメートル程度を超える場合）は５校あります。
　また、通学区域が飛び地となっている小中学校がそれぞれ１校ずつあります。
　これらの学校の地域別協議会を設置する順番について、ご意見を伺います。

【留意点】

○学校規模と通学距離の両方が、適正化の検討対象となっている学校・地域があります。
○通学距離のみ適正化の検討対象となっている学校があります。
○２キロ、３キロ圏内に学校が無い場所もあります。

審議内容③　計画期間中における適正化検討対象・対象外となった場合の取扱等について

【審議内容】

基本方針改定版においては、適正化の検討のための基準を示しており、学校規模が小学校で 11 学級以下・31 学級以上、中学校で５学級以下、31 学級以上、通学距離が小学校で２キロメートル程度を超える場合、中学校で３キロメートル程度を超える場合に適正化の検討を行うこととしています。

今回、策定する実施計画の計画期間中（平成 46 年：長期）に、これらの基準に該当してくる学校、または該当から外れる学校が出てくることも考えられます。

それらの学校の取扱等について、ご意見を伺います。

【留意点】

○児童生徒・学級数の将来推計は、毎年６年後まで出しています。
○特に 11 学級前後の学校は、変動しやすいので留意が必要です。
○実施計画を変更する場合は、審議会に諮る必要があると考えます。
○審議内容④の「実施計画の見直しについて」にも関連します。

審議内容④　実施計画の見直しについて

【審議内容】

今回の実施計画の策定後、最初の見直しは、「横須賀市施設配置適正化計画」の見直しが行われる平成 33 年度を想定していますが、本実施計画における基本的な見直し基準（期間など）を示す必要があると考えます。

実施計画の見直しについて、ご意見を伺います。

【留意点】

○児童生徒・学級数の将来推計は、毎年６年後まで出しています。
○実施計画を変更する場合は、審議会に諮る必要があると考えます。
○この見直し基準に関わらず、計画の推進状況、社会状況等の変化や国の施策の大きな変更などがあった場合は見直しが必要となります。
○見直し時期において、特に変化等が無い場合は、そのまま計画を継続することも考えられます。

審議内容⑤　老朽化による建て替え等について

【審議内容】

　小中学校の校舎等は、建設から長い年月が経過しているものが多く、今後、建て替えの必要が生じてくることから、建て替え時期やそれまでの改修についても計画に盛り込む必要があります。

　また、「横須賀市施設配置適正化計画」においては、建て替えの際には、児童生徒数等に応じて、規模を縮小することとしています。

　老朽化による建て替え等の実施計画への位置付けについて、ご意見を伺います。

【留意点】

○老朽化による建て替え等について、計画の期間は、「横須賀市施設配置適正化計画」に基づき、平成 64 年度（2052 年度）までの目標及びそれに向けた考え方・ロードマップを示します。また、平成 33 年度（2021 年度）までの目標及び具体的なスケジュール・実行計画を示します。

○統廃合等の検討結果によって建て替えや改修の予定が変わってきます。

○計画上、建て替え年数や縮減率など一定の基準設定が必要です。

審議内容⑥　他施設機能との複合化について

【審議内容】

　他施設機能との複合化については、「公共施設マネジメント基本方針」において、検討することが示されており、また、「横須賀市施設配置適正化計画」においても、事例として、ある程度将来の児童生徒数の見通しを立て、過大な部分は他の用途に転用することが示されています。

　小中学校における提供可能なスペースへの他施設機能の複合化について、ご意見を伺います。

【留意点】

○複合化の検討時期のパターンとしては、①適正化検討対象校における検討時、②建て替え検討時、③提供可能スペースがある学校は随時、などが考えられます。

○他施設の適正化の検討状況との調整が必要です。

○学校運営に影響が無いようにする必要があります。

審議内容⑦　統廃合を検討する場合の跡地利用について

【審議内容】

　地域別協議会において、統廃合の方向で検討が進んだ場合、地域の方々は、跡地の利用について、関心があると考えます。

　地域別協議会において統廃合を検討する場合の跡地利用について、ご意見を伺います。

【留意点】

○「横須賀市施設配置適正化計画」においては、跡地は原則売却となっています。
○小中学校が統廃合となった場合、避難所などの施設の検討も必要になってきます。
○全市的なまちづくりの観点も必要になります。